

第1問 別紙1の登記事項の記録と内容が同一である甲土地、乙土地、丙土地（以下、別紙1の不動産という。いずれも同一の登記所の管轄区域内にあるものとする。）及び別紙2の丁土地（以下、別紙2の不動産という。）について、平成29年4月28日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、事実関係1及び2の事実を聴取した。司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、事実関係に基づく登記の申請手続に必要な書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務太郎は、事実関係に基づく4件の登記の申請を行った。

同年5月15日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、事実関係3の事実に基づく登記の申請手続に必要な書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務太郎は、事実関係に基づく登記の申請を行った。

同年6月26日、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、事実関係4及び5の事実に基づく登記の申請手続に必要な書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。

同年7月1日、上記の事実関係に基づく登記完了後、別紙1の不動産及び別紙2の不動産について、司法書士法務太郎は、関係当事者全員から、事実関係6の事実に基づく登記の申請手続に必要な書類を受領し、登記の申請手続について代理することの依頼を受けた。同日、司法書士法務太郎は、事実関係に基づく登記の申請を行った。

以上に基づき、後記の問1から問4までに答えなさい。

(事実関係)

- 1 平成29年4月17日、2番根抵当権の共有者であるX株式会社(別紙8)、Y株式会社(別紙9)及び関係当事者は、2番根抵当権の共有状態を解消することを約し、X株式会社については極度額1,000万円であって債務者をB株式会社とし、Y株式会社については極度額2,000万円であって債務者をA株式会社とする根抵当権をそれぞれ別個独立に有することとする合意をした。
- 2 平成29年4月26日、X株式会社、Y株式会社及びV株式会社は、V株式会社(別紙6)の有する抵当権をY株式会社の有する根抵当権よりも先順位とし、X株式会社の有する根抵当権と同順位とする順位変更の合意をした。また、平成29年4月28日に利害関係人の承諾が得られている。
- 3 平成29年5月12日、B株式会社(別紙4)とC株式会社(別紙5)との間で、吸収分割が行われた。この吸収分割は、B株式会社の企画部門をC株式会社に承継させるものである。当該吸収分割における吸収分割契約書は、登記原因証明情報として適法に作成されている。また、当事者間において、当該根抵当権で担保すべき債権の

範囲を会社分割後にC株式会社がX株式会社に対して負担する債務のみとする合意が成立している。

- 4 平成 29 年 6 月 14 日、本件不動産の所有者は、X株式会社に対し、事実関係 3 の吸収分割があったことを理由とするX株式会社が有する根抵当権の元本の確定を請求した。
- 5 平成 29 年 6 月 25 日、X株式会社は、自己の有する根抵当権の被担保債権を、Z株式会社（別紙 10）に譲渡した。
- 6 平成 29 年 6 月 28 日、C株式会社とW株式会社（別紙 7）との間で、別紙 1 の不動産の乙区 1 番で登記されている抵当権の被担保債権の弁済に代えて、別紙 2 の不動産の所有権をW株式会社に対し代物弁済をする旨の契約が締結された。

問 1 上記（事実関係）に基づき、司法書士法務太郎により平成 29 年 4 月 28 日に申請された申請情報について、申請がされた順に申請情報の内容である登記の目的、登記記録の「権利者その他の事項」欄に記録される事項及び当該記録される事項に含まれない申請人（以下「申請事項等」という。問 2 及び問 4 において同じ。）、添付情報並びに登録免許税額について、第 1 問答案用紙の第 1 欄に記載しなさい。

問 2 上記（事実関係）に基づき、司法書士法務太郎により平成 29 年 5 月 15 日に申請された申請情報について、申請がされた順に申請情報の内容である登記の目的、申請事項等及び登録免許税額について、第 1 問答案用紙の第 2 欄に記載しなさい。

問 3 上記（事実関係）に基づき、司法書士法務太郎が平成 29 年 6 月 26 日に依頼を受けた登記申請について、申請すべき登記がある場合には、申請がされた順に申請情報の内容である登記の目的、登記原因及びその日付について、第 1 問答案用紙の第 3 欄に記載しなさい（申請すべき登記が 2 件以上ある場合には、実線で区切って記載し、何件目の申請かを明示して記載しなさい。）。なお、申請すべき登記がない場合には、第 1 問答案用紙の第 3 欄に、その旨及びその理由を簡潔に記載しなさい。

問 4 上記（事実関係）に基づき、司法書士法務太郎により平成 29 年 7 月 1 日に申請された申請情報について、申請がされた順に申請情報の内容である登記の目的、申請事項等、添付情報及び登録免許税額について、第 1 問答案用紙の第 4 欄に記載しなさい。

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 第 1 問答案用紙の第 1 欄、第 2 欄及び第 4 欄の申請事項等欄の「上記以外の申請事

項等」欄に申請人又はその他の者についての解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 「権利者」、「申請人」、「(被承継会社)」等の表示も記載するほか、持分の表示が必要な場合は、持分の表示も、記載する。
  - (2) 住所、本店は、記載することを要しない。
  - (3) 法人の代表機関を記載すべき場合には、代表機関の資格及び氏名を記載する（債務者を除く）。
- 2 会社法人等番号を提供する方法により登記の申請手続をすることができる登記については、会社法人等番号を提供する申請人等の記載の後に続けて、当該申請人等の会社法人等番号を括弧書きで「(会社法人等番号 0000-00-000000)」の要領で記載する。会社法人等番号は次の〔表〕のとおりとする。

〔表〕

商 号	会社法人等番号
A 株式会社	0133-01-000365
B 株式会社	0100-01-000366
C 株式会社	0100-01-000367
V 株式会社	0114-01-000368
W 株式会社	0111-01-000369
X 株式会社	0104-01-000370
Y 株式会社	0105-01-000371
Z 株式会社	0111-01-000372

3 第1問答案用紙の第1欄及び第4欄の添付情報の欄に解答を記載するに当たっては、次の要領で行うこと。

- (1) 添付情報の解答は、その登記の申請に必要な添付情報を後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヤまで)を記載する。
- (2) 法令の規定により添付を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても、後記【添付情報一覧】から選択し、その記号(アからヤまで)を記載する。
- (3) 後記【添付情報一覧】のアからヤまでに掲げられた情報以外の情報(登記原因証明情報等)は、記載することを要しない。

- (4) 後記【添付情報一覧】のモ又はヤの一方又は双方を記載するときは、それぞれの記号の後に続けて、当該添付情報の作成者の氏名又は名称を括弧書きで「(何某のもの)」の要領で記載する。
- (5) 添付情報のうち、登記の申請に際して有効期限の定めがあるものは、登記の申請時において、全て有効期限内であるものとする。
- 4 第 1 問 答案用紙の第 1 欄, 第 2 欄及び第 4 欄の各項目の欄に申請すべき登記の申請情報等の内容を記載するに当たり、記載すべき情報等がない場合には、その欄に「なし」と記載すること。
- 5 申請すべき登記がない場合には、第 1 欄, 第 2 欄及び第 4 欄の登記の目的欄に「不要」と記載すること。
- 6 登記を申請するについて、関係当事者の同意又は承諾が必要な場合には、当該同意又は承諾は、問題文に明記されているものを除き、すべて事前に得られているものとする。また、法律上必要な書類は、すべて適式に作成されているものとする。各問については、答案用紙の各欄に指示された件数の範囲内で、事実関係に基づき申請することのできるすべての登記の申請をするものとする。
- 7 登記の申請は、申請件数及び登録免許税額が最少となるようにする。
- 8 必要な登記の申請情報及び申請情報と併せて提供することが必要な情報の提供の方法は、書面を提出する方法(ただし、磁気ディスクを提出する方法を除く。)によるものとする。なお、登記識別情報の通知がされるべき者に対しては、登記識別情報の通知が行われたものとする。
- 9 別紙 1 の不動産の課税標準の額は、いずれも 1,000 万円であり、別紙 2 の不動産の課税標準の額は、777 万 7,000 円である。なお、租税特別措置法による税の減免の適用はないものとする。
- 10 数字を記載する場合は、算用数字を使用する。
- 11 訂正, 加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することは要しないが、訂正は訂正すべき字句に線を引き近接箇所に正書し, 加入は加入する部分を明示して行い, 削除は削除すべき字句に線を引いて, その内容が明確に分かるようにする。
- 12 別紙 1 及び 2 の全部事項証明書並びに別紙 3 から 10 までの履歴事項一部証明書は、実際の様式と異なっている。また、別紙中、同一氏名の者は同一人物であるものとする。

## 【添付情報一覧】

ア	甲土地甲区 2 番の登記識別情報	ヌ	W株式会社の印鑑に関する証明書
イ	甲土地乙区 1 番の登記識別情報	ネ	X株式会社の印鑑に関する証明書
ウ	甲土地乙区 2 番の登記識別情報	ノ	Y株式会社の印鑑に関する証明書
エ	甲土地乙区 2 番付記 1 号の登記識別情報	ハ	Z株式会社の印鑑に関する証明書
オ	甲土地乙区 3 番の登記識別情報	ヒ	A株式会社の代表者佐藤三郎の委任状
カ	乙土地甲区 2 番の登記識別情報	フ	B株式会社の代表者田中四郎の委任状
キ	乙土地乙区 1 番の登記識別情報	ヘ	C株式会社の代表者佐藤三郎の委任状
ク	乙土地乙区 2 番の登記識別情報	ホ	V株式会社の代表者浜田六郎の委任状
ケ	乙土地乙区 2 番付記 1 号の登記識別情報	マ	W株式会社の代表者佐藤三郎の委任状
コ	乙土地乙区 3 番の登記識別情報	ミ	X株式会社の代表者阿部一郎の委任状
サ	丙土地甲区 2 番の登記識別情報	ム	Y株式会社の代表者加藤二郎の委任状
シ	丙土地乙区 1 番の登記識別情報	メ	Z株式会社の代表者中田五郎の委任状
ス	丙土地乙区 2 番の登記識別情報	モ	登記原因につき第三者の許可、同意又は承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書
セ	丙土地乙区 2 番付記 1 号の登記識別情報	ヤ	登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報及び当該情報の作成者の印鑑に関する証明書
ソ	丙土地乙区 3 番の登記識別情報		
タ	丁土地甲区 2 番の登記識別情報		
チ	平成 29 年 4 月 28 日付け申請により通知される登記識別情報		
ツ	平成 29 年 5 月 15 日付け申請により通知される登記識別情報		
テ	A株式会社の印鑑に関する証明書		
ト	B株式会社の印鑑に関する証明書		
ナ	C株式会社の印鑑に関する証明書		
ニ	V株式会社の印鑑に関する証明書		

(別紙 1)

表題部(土地の表示)	調製	(省略)	不動産番号	(省略)
(中略)				
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]	
(省略)	宅地	(省略)	(省略)	
(以下省略)				

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	(省略)	(省略)	(省略)
2	所有権移転	平成 24 年 6 月 22 日 第 622 号	原因 平成 24 年 6 月 22 日売買 所有者 豊島区東池袋一丁目 1 番 1 号 A株式会社

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成 24 年 7 月 20 日 第 1002 号	原因 平成 24 年 7 月 20 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 2000 万円 債務者 文京区春日七丁目 7 番 7 号 C株式会社 抵当権者 新宿区西新宿四丁目 4 番 4 号 W株式会社 共同担保 目録(あ)第 123 号
付記 1 号	1 番抵当権の 2 番根 抵当権への順位譲渡	平成 26 年 6 月 20 日 第 972 号	原因 平成 26 年 6 月 20 日順位譲渡
2 (1 付 1)	根抵当権設定	平成 25 年 9 月 29 日 第 1273 号	原因 平成 25 年 9 月 29 日設定 極度額 金 3000 万円 債権の範囲 銀行取引 債務者 千代田区九段南二丁目 2 番 2 号 B株式会社 根抵当権者 港区芝公園三丁目 3 番 3 号 X株式会社 台東区東上野五丁目 5 番 5 号 Y株式会社 共同担保 目録(あ)第 428 号

付記 1 号	2 番根抵当権転抵当	平成 27 年 7 月 20 日 第 1104 号	原因 平成 27 年 7 月 20 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 1000 万円 債務者 台東区東上野五丁目 5 番 5 号 Y 株式会社 転抵当権者 新宿区西新宿六丁目 6 番 6 号 Z 株式会社
3	抵当権設定	平成 26 年 5 月 10 日 第 666 号	原因 平成 26 年 5 月 10 日金銭消費貸借同日設定 債権額 金 2000 万円 債務者 豊島区東池袋一丁目 1 番 1 号 A 株式会社 抵当権者 板橋区板橋四丁目 4 番 4 号 V 株式会社 共同担保 目録 (あ) 第 155 号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 29 年 4 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 2 )

表題部(土地の表示)	調製	(省略)	不動産番号	(省略)
(中略)				
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付[登記の日付]
(省略)	宅地	(省略)		(省略)
(以下省略)				

権 利 部( 甲 区 )( 所 有 権 に 関 する 事 項 )			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	(省略)	(省略)	(省略)
2	所有権移転	平成 25 年 7 月 22 日 第 722 号	原因 平成 24 年 6 月 22 日売買 所有者 文京区春日七丁目 7 番 7 号 C株式会社

※乙区に関する登記記録はない。

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 29 年 4 月 15 日

東京法務局

登記官

甲野 一郎



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



(別紙 3)

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0133-01-000365
商号	A株式会社
本店	豊島区東池袋一丁目1番1号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成10年10月1日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 佐藤三郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 4)

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0100-01-000366
商号	B株式会社
本店	千代田区九段南二丁目2番2号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成8年8月10日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 田中四郎
会社分割	平成29年5月12日文京区春日七丁目7番7号C株式会社に分割 (省略)
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記載されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 5 )

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0100-01-000367
商号	C株式会社
本店	文京区春日七丁目7番7号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成6年9月17日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 佐藤三郎
会社分割	平成29年5月12日千代田区九段南二丁目2番2号B株式会社 から分割  (省略)
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 6 )

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0114-01-000368
商号	V株式会社
本店	板橋区板橋四丁目4番4号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成6年10月1日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 浜田六郎
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※ 取締役会設置会社である旨の記録はない。

(別紙 7)

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0111-01-000369
商号	W株式会社
本店	新宿区西新宿四丁目4番4号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成7年1月20日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 佐藤三郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 8 )

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0104-01-000370
商号	X株式会社
本店	港区芝公園三丁目3番3号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成5年10月1日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 阿部一郎
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※ 取締役会設置会社である旨の記録はない。

(別紙 9 )

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0105-01-000371
商号	Y株式会社
本店	台東区東上野五丁目5番5号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成12年5月1日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 加藤二郎
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

(別紙 10 )

## 履歴事項一部証明書(抜粋)

会社法人等番号	0111-01-000372
商号	Z株式会社
本店	新宿区西新宿六丁目6番6号
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成5年7月1日
役員に関する事項	(住所省略) 代表取締役 中田五郎
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

これは登記記録に記録されている閉鎖されていない事項の一部であることを証明した書面である。

(中略)

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

※ 取締役会設置会社である旨の記録はない。



第2問 司法書士法務次郎は、平成29年6月1日に事務所を訪れた東京運送株式会社の代表取締役から、別紙1から別紙5までの書類のほか必要書類の交付を受け、別紙6のとおり事情を聴取した。司法書士法務次郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務次郎は、その依頼に基づき、同日、東京運送株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

また、司法書士法務次郎は、平成29年7月15日に事務所を訪れた東京運送株式会社の代表取締役から、別紙7から別紙11の書類のほか必要書類の交付を受け、別紙12のとおり事情を聴取した。司法書士法務次郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、本店の所在地において必要な登記の申請書の作成及び登記の申請の代理を依頼された。司法書士法務次郎は、その依頼に基づき、同日、東京運送株式会社の本店所在地を管轄する登記所に登記の申請をした。

以上に基づき、第2問答案用紙の第1欄には、平成29年6月1日に委任された登記の申請に関し、第2欄には、平成29年7月15日に委任された本店の所在地を管轄する登記所に係る登記の申請に関して、各項目ごとに各登記の申請書に記載すべき事項を記載しなさい。また、第3欄には、別紙においてされた決議のうち、司法書士として登記の申請を代理すべきでない事項(会社法上登記すべき事項とされていない事項を除く。)があるときは、その事項及びその理由を簡潔に記載しなさい。

(答案作成上の注意事項)

- 1 東京運送株式会社においては、明記されている場合を除いて、定款に法令の規定と異なる別段の定めはないものとする。
- 2 別紙中、(中略)、(省略)又は(以下省略)と記載されている部分は、有効な記載があるものとする。
- 3 登記申請書に添付すべき書面は、すべて調べられており、議事録には所要の記名押印がされているものとする。
- 4 登記申請書に添付すべき書面について、他の書面を援用することができることが明らかなきときは、これを援用しなければならない。
- 5 登記の申請書に添付する必要のない書面については、解答欄に記載してはならない。
- 6 解答欄に記載すべき事項がない場合には、該当の解答欄に斜線を引く。
- 7 各別紙に掲げられている決議は、各種類株主に損害を及ぼすおそれはないものとして解答する。

(別紙 1)

【平成 29 年 4 月 1 日現在の東京運送株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京運送株式会社
本店	東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号
公告をする方法	東京都において発行される日本毎朝新聞に掲載してする。
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.unsoukessan/index.html">http://www.unsoukessan/index.html</a>
発行可能株式総数	6000 株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1500 株 各種の株式の数 普通株式 1000 株 A 種類株式 300 株 B 種類株式 200 株
資本金の額	金 1500 万円
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	普通株式 4000 株 A 種類株式 800 株 B 種類株式 800 株 1 残余財産の分配 残余財産の分配については、A 種類株主及び B 種類株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。 A 種類株式 1 株につき 100 円 B 種類株式 1 株につき 200 円 1 取締役の選任 普通株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 A 種類株主は、種類株主総会において、取締役 3 名を選任することができる。 B 種類株主は、種類株主総会において、取締役を選任することができない。

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するためには,当会社の承認を要する。	
役員に関する事項	取締役 A	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 B	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 C	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 D	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 E	平成 27 年 6 月 27 日就任
	取締役 F	平成 27 年 6 月 27 日就任
	東京都中央区中央二丁目 2 番 2 号 代表取締役 A	平成 27 年 6 月 27 日就任
	監査役 G	平成 26 年 6 月 27 日就任
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	

(別紙 2 )

平成 29 年 4 月 2 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の取得の件

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

- |                           |                  |
|---------------------------|------------------|
| 1 取得する株式の種類及び数            | 普通株式 200 株       |
| 1 株式 1 株を取得するのと引換えに交付する金銭 | 金 2 万円           |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金 400 万円         |
| 1 株式の申込みの期日               | 平成 29 年 4 月 16 日 |

(一以下、省略一)

(別紙 3)

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社の臨時株主総会の議事概要

(一中略一)

## 第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、平成 29 年 5 月 20 日をもって、次のとおり、定款の一部を変更したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

## 記

現行定款	変更案
(公告をする方法) 第〇条 <u>当会社の公告は、東京都において発行される日本毎朝新聞に掲載してする。</u>	(公告をする方法) 第〇条 <u>当会社の公告は、電子公告の方法により行う。</u>

## 第 2 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 C について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを承認可決した。

(一以下、省略一)

(別紙 4)

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 株式無償割当ての件

議長は、平成 29 年 5 月 15 日最終の株主名簿に記載された株主について下記の要領で株式を新たに発行し、株式無償割当てをしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

記

- 1 株主に割り当てる株式の種類及び種類ごとの数  
普通株式 10 株につき B 種類株式 1 株
- 2 株式無償割当ての効力発生日  
平成 29 年 5 月 31 日
- 3 株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類  
普通株式

第 2 号議案 募集株式発行の件

議長は、下記の要領にて募集株式を発行したい旨を述べ、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

募集株式の発行要領

- |              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 1 募集株式の数     | B 種類株式 300 株                         |
| 1 払込金額       | 1 株につき金 2 万円                         |
| 1 払込金額の総額    | 金 600 万円                             |
| 1 割当方法       | 下記記載の X に割り当て、総数引受契約によって行う。          |
| 1 割当先及び割当株式数 | X B 種類株式 300 株                       |
| 1 払込期日       | 平成 29 年 5 月 30 日                     |
| 1 増加する資本金の額  | 金 600 万円                             |
| 1 払込取扱場所     | 東京都千代田区千代田二丁目 2 番 2 号<br>X Y Z 銀行 本店 |

(一以下、省略一)

(別紙 5 )

平成 29 年 5 月 15 日開催の東京運送株式会社の A 種類株式の種類株主総会の議事概要

出席株主の状況

議決権を有する A 種類株主全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 取締役の選任の件

議長は、取締役 D が平成 29 年 5 月 10 日に辞任届を提出したことに伴い、後任の取締役を選任する必要があり、下記の者を当該後任の取締役として選任してほしい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

東京都中央区中央 4 丁目 2 番 2 号

取締役 H

以上をもって本日の議事を終了したので、議長は、閉会を宣した。

(一以下、省略一)

(別紙 6 )

司法書士の聴取記録 (平成 29 年 6 月 1 日現在)

- 1 自己株式の取得に関して、平成 28 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。
- 2 1 でされた決議に基づき、東京運送株式会社は、自己株式の取得について普通株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 29 年 4 月 16 日、普通株主 Y が自己の所有する普通株式 1000 株のうち、200 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお、当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は、平成 29 年 4 月 16 日現在における分配可能額を超えてはいない。また、東京運送株式会社が平成 29 年 4 月 16 日以前に保有していた自己株式はない。
- 3 平成 29 年 5 月 15 日の取締役会の終結後、A は、直ちに、電子公告をする URL を「<http://www.unsou/index.html>」と定め、貸借対照表の公告をする URL を「<http://www.unsou/kessan/index.html>」と定めた。
- 4 平成 29 年 5 月 10 日、取締役 D から東京運送株式会社に辞任届が提出された。
- 5 株式の無償割当てについて、会社法上必要とされる普通株主及び B 種類株主に対する通知及び公告その他の所要の手続は、適法になされている。
- 6 平成 28 年 5 月 28 日の臨時株主総会において、募集株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する旨の決議がなされている。そして、平成 29 年 5 月 16 日、東京運送株式会社と X は、総数引受契約を締結し、平成 29 年 5 月 30 日、X は、募集株式に関する全額の払込みをした。なお、募集株式の発行における払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額ではなく、募集事項の決定の委任決議に係る種類株主総会の決議は、適法になされている。
- 7 東京運送株式会社の定款には、「当会社の取締役の員数は、5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 8 取締役 A、取締役 B 及び取締役 C は、平成 27 年 6 月 27 日開催の普通株主による種類株主総会において選任されており、取締役 D、取締役 E 及び取締役 F は、平成 27 年 6 月 27 日開催の A 種類株主による種類株主総会において選任されている。



(別紙7)

平成29年6月2日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第1号議案 自己株式の取得の件

議長は、下記のとおり自己株式を取得する旨を説明し、その賛否について議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

- |                           |            |
|---------------------------|------------|
| 1 取得する株式の種類及び数            | A種類株式 300株 |
| 1 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭   | 金3万円       |
| 1 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額 | 金900万円     |
| 1 株式の申込みの期日               | 平成29年6月17日 |

(一以下、省略一)

(別紙 8 )

平成 29 年 6 月 17 日開催の東京運送株式会社の取締役会の議事概要

取締役及び監査役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 自己株式の消却の件

議長は、本日をもって、当会社の有する自己株式の全部（内訳の記載は省略）の消却をしたい旨及びその理由を詳細に説明し、その承認を求めたところ、出席取締役全員の賛成を得たので、本議案は承認確定した。

(別紙 9 )

平成 29 年 6 月 20 日開催の東京運送株式会社の臨時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 取締役の解任の件

議長は、取締役 F について、その職務に不正があったことを説明し、解任すべきであることを述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致により、これを承認可決した。

(一以下、省略一)

(別紙 10 )

平成 29 年 6 月 27 日開催の東京運送株式会社の定時株主総会の議事概要

(一中略一)

第 1 号議案 計算書類 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで) 承認の件

(承認一記載省略)

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、定款を下記の新旧対照表のとおり改める理由を説明した上で、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

記

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第〇条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 <u>取締役会</u></p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第〇条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 <u>監査役</u></p> <p>第〇条 <u>当社は、取締役の互選により代表取締役を選定する。</u></p>

第 3 号議案 取締役の選任の件

議長は、本定時株主総会の終結と同時に任期満了退任する取締役があるため、新たに取締役を選任する必要がある旨を述べ、次の者を取締役に選任することについての賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

なお、被選任者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号

取締役 I

東京都新宿区新宿三丁目 3 番 3 号

取締役 J

東京都新宿区新宿四丁目 3 番 3 号

取締役 K

東京都新宿区新宿五丁目 3 番 3 号

取締役 L

第 4 号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役を選定する必要がある旨を述べたところ、議場より J の選定を望む旨の発言があり、その選定の可否について諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿三丁目 3 番 3 号

代表取締役 J

(一以下、省略一)

(別紙 11 )

互選書

平成 29 年 6 月 27 日

取締役全員出席

(一中略一)

第 1 号議案 代表取締役選定の件

取締役全員の一致により、下記の者を代表取締役に選定することにつき可決確定した。

なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

東京都新宿区新宿二丁目 2 番 2 号

代表取締役 I

(一以下、省略一)

(別紙 12 )

司法書士の聴取記録 (平成 29 年 7 月 15 日現在)

- 1 平成 29 年 6 月 21 日, E が死亡し, 同日, 親族から死亡届が提出された。
- 2 自己株式の取得に関して, 平成 28 年 6 月 27 日開催の定時株主総会において自己株式の取得に関する事項の決定が有効になされている。
- 3 2 でされた決議に基づき, 東京運送株式会社は, 自己株式の取得について A 種類株主に対し会社法上必要な通知をした。これを受けて平成 29 年 6 月 17 日, A 種類株主 Z が自己の所有する全ての A 種類株式 300 株を譲り渡す旨の申込みをした。なお, 当該自己株式の取得に関する金銭の帳簿価額の総額は, 平成 29 年 6 月 17 日現在における分配可能額を超えてはいない。
- 4 別紙 10 の株主総会議事録には, 議長 Y 及び出席取締役全員の, 別紙 11 の互選書には, 出席者全員の市区町村長届出印による押印がされている。
- 5 平成 29 年 6 月 17 日に, 株式の消却に関する手続が終了した。
- 6 東京運送株式会社の定款には, 「当会社の取締役の員数は, 5 名以上とする。」旨の定めがある。
- 7 東京運送株式会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。